

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月27日

香川県知事 浜田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第706号	魚かす粉末	8.0魚かす粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	吉田飼料株式会社 東かがわ市西村 569番地	平成37年1月17日
香川県第723号	なたね油かす及びその粉末	なたね油かすペレット	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	なし	朝日肥糧株式会社 高松市朝日町4丁目11番1号	令和7年8月22日